

○国立大学法人埼玉大学地域共創留学生キャリア支援プログラム ム規程

〔令和8年3月26日〕
規則第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第37条第2項の規定に基づき開設する教育プログラム「地域共創留学生キャリア支援プログラム」(以下「本プログラム」という。)に関し、必要な事項を定める。

(開設)

第2条 教育機構は、日本人学生と留学生が日常的に協働する多文化共修キャンパスを基盤として、日本独自の就活慣行や企業文化を深く理解し、地域企業の高度外国人材確保ニーズに応えられる実践的能力を持つ人材を育成するため、本プログラムを開設する。

(修了要件)

第3条 本プログラムは選択とし、修了認定要件単位数を必修科目3単位、選択必修科目3単位の合計6単位以上とする。

(授業科目)

第4条 本プログラムに関わる開設学部等、授業科目、科目分類、科目区分及び履修方法等は、別表のとおりとする。ただし、年度により授業科目の一部を開講しないことがある。

(単位の算定)

第5条 授業科目の単位は、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則第3条の規定に基づき、授業の事前準備学修及び事後展開学修を含めた45時間の学修をもって1単位とし、授業の方法、教育効果等を考慮して授業科目ごとに算定する。

(履修届)

第6条 本プログラムの履修を希望する者は、所定の期限内に「地域共創留学生キャリア支援プログラム」履修届(別紙様式1)を学長に提出しなければならない。

(修了認定申請)

第7条 本プログラムの修了認定を希望する者は、所定の期間内に「地域共創留学生キャリア支援プログラム」修了認定申請書(別紙様式2)を学長に提出するものとする。

(修了認定)

第8条 学長は、本プログラムの修了認定要件を充足した者について、多文化共

修センター運営会議の議を経て、修了を認定する。

- 2 前項の規定により修了認定された者には、修了証（別紙様式3）を授与し、及び国立大学法人埼玉大学におけるデジタル学修歴証明取扱要項第3条第1号の規定に基づき、デジタル学修歴証明を発行する。

（大学院学生の修了認定）

第9条 前2条の規定は、修了要件単位数を満たさずに学部を卒業し、引き続き埼玉大学大学院に進学した者が大学院在学中に修了認定要件を充足した場合について準用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

地域共創留学生キャリア支援プログラム指定科目

本プログラムにおける科目分類	開設学部等/科目区分	授業科目名	単位数	必選別	修了要件
日本語教育科目	教育機構/ 教養・スキル・リテラシー科目 外国語科目群	ビジネス日本語1	1	必修	2単位
		ビジネス日本語2	1		
キャリア教育科目	教育機構/ 教養・スキル・リテラシー科目 AL科目群	AL1（日本企業論）	1	必修	1単位
		AL1（課題解決型プログラム）	1	選択必修	1単位以上
		AL2（課題解決型プログラム）	2		
		AL1（インターンシップa）*	1		
インターンシップ科目 ※	教育機構/ 教養・スキル・リテラシー科目 AL科目群	AL2（長期インターンシップA）	2	選択必修	2単位以上
		AL2（長期インターンシップB）	2		
		AL1（インターンシップb）*	1		

※インターンシップ科目は、参加日数が通算で2週間以上（実働10日以上）となるように履修すること。

*キャリア教育科目としてAL1（インターンシップa）を履修した場合は、AL1（インターンシップb）を必ず選択すること。

別紙様式1（第6条関係）

「地域共創留学生キャリア支援プログラム」履修届

埼玉大学長殿

「地域共創留学生キャリア支援プログラム」を履修したいので届出ます。

年 月 日

所属

学籍番号

氏名

別紙様式2（第7条関係）

「地域共創留学生キャリア支援プログラム」修了認定申請書

埼玉大学長殿

別添成績証明書のとおり、「地域共創留学生キャリア支援プログラム」の修了認定要件である必修科目3単位、選択必修科目3単位を修得しましたので、修了の認定を申請します。

年 月 日

所属

学籍番号

氏 名

修了証

（ 氏 名 ） 殿
（ 生 年 月 日 ）

あなたは「地域共創留学生キャリア支援プログラム」を
修了しましたのでここに証します

年 月 日

埼玉大学長

印